

## 1 保育所の整備

保育所の施設整備については、平成19(2007)年度は、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、待機児童ゼロ作戦の更なる推進のため、受入児童数の増大を図る民間保育所の新設や増築整備を行うとともに、低年齢児の受入拡大のための乳児室等の整備や保育所分園の整備等を行った。

また、老朽化している民間保育所の改築に併せて、地域における子育て支援のための子育て支援相談室等の整備、一時・特定保育事業のための保育室等の整備など地域の実情に応じた効果的な整備を推進した。

さらに、平成19(2007)年度補正予算において、保育所等を利用している児童の安心・安全を確保する観点から、民間保育所等の耐震化対策の経費を計上し、耐震化整備の推進を行った。

## 2 保育所への優先入所

保育所の入所については、保護者が希望する保育所を選択して市町村に申し込み、定員を上回る場合には、市町村が定める入所選考基準に基づき選考することになっている。

このうち、母子家庭については、母子及び寡婦福祉法第28条により市町村は母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮をすることとされ、また、平成15(2003)年の通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」においても、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別の配慮を求めており、平成19(2007)年度においても引き続きこの通知の周知を行った。

## 3 延長保育

保育所の11時間の開所時間を超えて、さらにおおむね30分以上の延長保育を実施する延長保育事業について、平成19(2007)年度は、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、次世代育成支援対策交付金において推進を行った。(図表3-2-1)

図表3-2-1 延長保育事業の状況

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予算額	301億円	318億円	346億円	340億円	365億円
予算か所数	11,500か所	13,100か所	—	—	—
実施か所数	11,702か所	13,086か所	13,677か所	8,976か所	9,540か所(見込み)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注1) 延長保育は平成17(2005)年度から次世代育成支援対策交付金の対象事業の1つとして推進しており、平成17(2005)年度以降の予算額は交付金全体の額である。

(注2) 公立保育所の実施分は、平成18(2006)年度から一般財源化されている。

## 4 夜間保育

夜間の保育需要への対応を図るため、開所時間がおおむね午前11時から午後10時までである夜間保育所に対して、保育所運営費において定員によって定まる保育単価に加え、夜間保育所単価を加算している。

夜間保育については、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21(2009)年までに140か所で実施することを目標に掲げており、平成19(2007)年7月1日現在で、72か所の夜間保育所が設置されている。(図表3-2-2)

図表3-2-2 夜間保育所の実施か所数

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実施か所数	58か所	64か所	66か所	69か所	72か所

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)平成19(2007)年度については、7月1日現在。

## 5 病児・病後児保育事業

従来、乳幼児健康支援一時預かり事業として実施されていたところであるが、平成19(2007)年度から、新たに病児・病後児保育事業として実施しており、子どもが発熱等の急な病気となった場合に病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる「病児・病後児保育事業」実施か所数は735か所となっている。また、児童が通う保育所において、入所児童が体調不良になった場合に対応する「病児・病後児保育事業(自園型)」の実施か所数は253か所となっている。

## 6 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

平成19(2007)年度から、新たに「放課後子どもプラン」として、各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」とを一体的又は連携して実施する総合的な放課後対策を推進している。

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館、学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供するものである。原則としてすべての小学校区での実施を目指しており、平成19(2007)年度の実施か所数は、16,685か所であった。(図表3-2-3)

また、放課後児童クラブにおける母子家庭等の優先的利用については、平成15(2003)年3月に「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」の通知において、保護者の就業や求職活動、職業訓練などを行うことができるよう、各放課後児童クラブにおいて優先

的に利用できるよう配慮を求めており、引き続き周知を図っている。

図表3-2-3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施か所数

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実施か所数	13,698か所	14,457か所	15,184か所	15,857か所	16,685か所

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ  
(注) 数字は各年度5月1日現在のものである。